

## 北陸における明治前期の織維産業

——織物業を中心に——

はしがき

田村正夫

北陸地方は、戦前からの輸出織維産業と電力立地工業によって特色づけられ<sup>①</sup>ながらも、東海地方の工業生産拡大に及ばなかった<sup>②</sup>といわれる。

本稿では、北陸地方において、経済的な意味での裏日本という名称があてはまらなかったとされる<sup>③</sup>明治前期の織維産業を分析して、わが国産業革命発展の一基盤を考えようとした。

注

① 北林吉弘（一九五八）「富山・高岡工業地域と周辺農村」地理学評論三一・二、七三～七四頁／秋季大会見学旅行報告V

北林吉弘・加納裕裁・新藤正夫・竹内伸一・須山盛彰（一九五九）「富山平野における工業と農業の関連——地元資本による紡織工場の経営を中心として——」一九五九年日本地理学会春季大会研究報告七五頁。

北林吉弘（一九五九）「富山工業地帯」地理四・九、八七～一〇三頁、四・一〇、一〇六～一二六頁、四・一一、九四～一〇四頁。

第1表 北陸の繊維生産(全国比%) —1886年—

種別 生産	綿織	絹織	絹綿交織	麻織	綿麻交織	生糸
	生産量	6	17	5	65	95
生産額	6	9	2	66	69	—

(注) 第3次農商務統計表による。ただし、綿織生産は富山・石川各県勸業年報によって修正。

- ② 千葉徳爾(一九六六)「いわゆる裏日本の形成について(第二報)——商品取引組織からみて——」歴史地理学紀要八、一〇五頁。
- ③ 千葉徳爾(一九六四)「いわゆる「裏日本」の形成について——歴史地理的試論——」歴史地理学紀要六、一六六頁。

北陸四県における製糸および三大織物(綿・絹・麻)生産の対全国比をみると、麻織関係の比率が大きく、これに次いで絹織関係、生糸、綿織物の順である。また、綿織および麻織物の単価は全国平均に近いが、絹織および各種交織物の単価は低く、北陸地方の織物は、一般に、廉価であったことを表わしている(第1表)。

生産額では、三大織物の差は少ないが、生産量では、綿および麻織関係が多く、絹織物は少なく、農村工業としての綿および麻織業が、絹織業よりも広範に分布していたことを示している。生産量を国別にみると、綿織物は越中・越後・加賀、絹織物は加賀・越後・越中、麻織物は越前・能登・越中・越後、生糸は越後・加賀・越中の順に多かった。生産額では、綿織物は越後・加賀・越中、絹織物は越後・加賀・越前、麻織物は越前・能登・越後・越中の順に大きかった。一般に越後における織物単価が高かったほか、綿織物では加賀、絹織物では越前、麻織物では能登が、ともに比較的高単価であった(第2表)。

31 北陸における明治前期の繊維産業

第2表 国別繊維生産(1886)

種別 県・国別	綿織		絹織		絹綿交織		麻織		綿麻交織		生糸 千貫
	千反	千円	千反	千円	千反	千円	千反	千円	千反	千円	
新潟	10	4	...	...	...	...	...	...	...	...	...
佐渡	262	159	86	199	20	21	54	111	...	...	17
越後	463	150	78	56	20	13	136	73			12
富山	36	12	30	107	1	1	507	160	6	1	7
福井	185	95	158	164	3	2	2	0.5	94	65	15
越前	23	7	...	...	...	...	139	138			1
石川											
加賀											
能登											
登											
計	979	427	352	526	44	37	838	483	100	66	54

〔注〕 第3次農商務統計表による。ただし、富山・石川各県の綿織生産は各県勸業年報による(…は単位未満)。

第3表 地域別繊維生産(1886)

地域別	種別	製糸高 (100貫)	織物(1000反)				
			綿	絹	麻		
新潟	越後	魚沼・古志地方	145	37	75	35	
		越後平野	北部	21			
			南部	1	3		
		佐渡	...				
富山	越中	南西部	119		78	136	
		東部(新川)	2	228			
		北西部	1	156			
石川	加賀	南西部	137	90	156		
		東部	14	95	2		
		南部	11	23		140	
		北部	...				
福井	越前	大野・武生盆地	31	5			
		福井平野	20	37	21		
		敦賀	1	1			
	若狭	東部・西部	3				
		中部	17				

〔注〕 福井県では製糸高及び絹織物生産高は明治18(1885)年、綿織物生産高は同16(1883)年の数字。なお、同県の麻織生産量の分布は不明であるが、その中心は、同17~18(1884~5)年の蚊帳生産量分布から、大野・武生盆地とみられる。各県統計書及び勸業年報による数字であるため第2表と符合しない(…は単位未満)。

郡別に検討すると(第3表)、製糸高が多いのは南・北魚沼から古志にかけての魚沼・古志地方、能美・江沼にわたる加賀南西部、礪波・婦負におよぶ越中の南西部、大野・今立にわたる大野・武生盆地であった。これらのうち明治十年代に機械化による増産を示したのは、北魚沼・能美・婦負地方であった。

絹織物の主産地は主要製糸地域とはほぼ一致していた<sup>③</sup>。地糸への依存率は、魚沼・古志地方↓越中の南西部↓加賀南西部と南するに従って低下していたが、福井平野を主とする越前では、魚沼・古志地方とほとんど同率であった。輸出による製糸ブームが南北両端に表われ、中央の越中・加賀では、増産がブームに追いつけなかったことがうかがえる。単価は、福井から大野にかけての奉書紬地域において高く、次いで魚沼・古志地方、加賀南西部、越中南西部と低下していた<sup>④</sup>。

綿織物の主産地は、蒲原を主とする越後平野、新川を主とする越中東部(新川白木綿)、射水を主とする同北西部(高岡染木綿)、金沢・能美を主とする金沢平野であった。これらの産地は地綿産地に立地していたが、地綿生産量を検討すると(単位千貫)、越後二二三、越中七、加賀五六であり、越後の地綿依存率が高かったことを表わしている。しかも単価については、越後産が金沢産に匹敵し、新川木綿は低かった<sup>④</sup>。

麻織物の主産地は、大野・武生盆地および福井平野、鹿島を主とする能登南部、礪波を主とする越中南西部、魚沼・刈羽・東頸城などの魚沼・古志地方であった。大野・粟田部・福井を中心とする麻織物は、蚊帳布として織られることが多かった。単価を比較すると、越後縮が最高で、次いで能登南部、越中南西部となり、大野・武生盆地↓福井平野では低かった<sup>⑤</sup>。地麻生産量を検討すると(単位千貫)、越後三四四、越前一五〇<sup>⑥</sup>、能登二二七<sup>⑦</sup>、越中一一一、北陸三県、なかでも越中の地麻依存率が低かった。

## 注

- ① 規準年次を明治一九（一八八六）年とする。その理由については、拙稿（一九六九）「明治前期における綿織業に関する一考察」歴史地理学紀要二一、一七〇頁参照。
- ② 越前の絹織物主産地だけは、福井を主とする福井平野であった。
- ③ 一反当たり平均単価（円）は、福井く大野三・三、魚沼及び古志二・三、加賀南西部一・〇、越中南西部〇・七。
- ④ 一反当たり平均単価（円）は、越後平野〇・六、金沢平野〇・五、越中（新川木綿〇・二、高岡木綿〇・三）。
- ⑤ 一反当たり平均単価（円）は、魚沼及び古志二・一、能登南部一・〇、越中南西部〇・七、大野く福井〇・三。
- ⑥ 明治一六（一八八三）年勸業年報による。
- ⑦ 明治二〇（一八八七）年勸業年報による。

## 二

越後では、亀田上・中・下三町八〇〇戸のうち木綿賃機農家は二五と二六戸であり、綿糸を東京から、藍を近在および五泉地方から仰ぎ、洋糸および輸入染料を全く使わなかった。また絞織・絞様染めの生産には、南蒲原郡吉田の白木綿が使われた。しかし「其糸ノ太ク織ノ粗キガタメ大抵庄内会津地方ニ入りテ東京ニ来ラズ」とされ、亀田は会津への通路と目されていた。仲買三人が中核となり、三・九の六斎市取引高は一、〇〇〇反におよんでいた。亀田よりも良質とされていた小須戸の飛白も「外觀甚タ宜シカラサレドモ堅率ニシテ能ク久シキニ堪ウヘシ」という実用品であった。粗製であるために製織能率は婦女子一日平均一反であり、栃木県・大阪府の場合よりも著しく高能率であった。単価は一反一・二円で、縞木綿としては廉価であった。このほか、小杉村でも良質飛白木綿がつくられ、高田の女紅

第4表 興産社の原料購入と生産

品名 年度 原料・生産	小 倉 織			綿 木 綿		
	明治17年	" 18 "	" 19 "	明治17年	" 18 "	" 18 "
原 料 (貫)	洋総 620	" 1,033	" 1,022	和総 702	" 811	" 582
同 価 格 (円)	1,302	2,169	2,147	1,334	1,683	1,174
仕 入 先	大阪	"	"	"	"	"
生 産 量 (反)	537	1,998	2,260	6,585	5,284	2,961
同 価 格 (円)	1,246	3,736	5,243	4,938	3,963	2,221
品名 年度 原料・生産	帯 袴 地					
	明 治 17 年		" 18 "		" 19 "	
原 料 (貫)	生糸 4.5	染料 1,327	" 4 "	1,670	" 15 "	1,531
仕 入 先	地 方		"		"	
生 産 量	帯袴 234本		" 145本		" 97本	
同 価 格 (円)	" 1,215		" 73		" 49	
					ハンカチーフ 144反	638

〔注〕 明治19(1886)年石川県勸業年報 pp.138-41による。

場では機数二七、工女三〇人によって年産三〇〇反の生産をあげるに過ぎず、柏崎下町の女紅場でも木綿織物がつくられていた。

ところが加賀では、一、三〇〇人におよぶ旧藩士族卒への土族授産金七万円をもって始められた金沢高岡町の興産社が、原糸を大阪に、染料を地方に仰いでいた。そして明治一八(一八八五)年、県庁からの役人の派遣によって、製品を木綿織織から小倉洋服地(巡查・兵士用)に転換した。織工数は明治一七(一八八四)年、男九、女八五、翌一八(一八八五)年、男一一、女九三、一九(一八八六)年、男一一、女九六で、賃金は日給最低三銭、最高一三銭であった。原料購入と生産については、第4表の通りであった。

越中木綿生産の約八割が、洋糸を原料とする信州・越後向け粗製品であった。これに対して、前述のように、越後ではこれよりも高単価で和糸を原料とする庄内・会津向けの生産、加賀では洋糸による三越・佐渡・北海道向

け<sup>⑧</sup>の越後に次ぐ高単価生産が行なわれていたのである。

越後の絹織物生産は、好況期の明治一三（一八八〇）年には、約九・六万反、四六万円におよんでいた。中蒲原郡の五泉では、絹織農家戸数は全戸数一、〇〇〇戸に対して八戸に過ぎず、繭・藍を近在に求め、原糸・染料は自製で、製織能率は一日約〇・七反であったが、単価は七・五〜一五・〇円を示していた。製品は、柏崎または小千谷の商人を経由して東京へ送られていた。五泉平は仙台平に類似していたが、布地が粗薄なことが欠点であった。

岩船郡山辺里村では、明治七〜八（一八七四〜五）年ころから注文生産によって村上平がつくられていたが、製品は、上等品（仙台平）から下等品（五泉平）までであった。

明治一〇（一八七七）年、山梨県から織物教師を招いて海機織生産をはじめた長岡女紅場では、明治一三（一八八〇）年、女生徒六一人を擁し、官金一万円の補助を得て、海機裏地（一匹七〜八・五円）および傘地（一匹一五・五〜一六円）を製織していたが、販路はおもに越後および羽後地方であった。

古志郡栃尾の縞紬は、延宝年間の白紬生産から始まったが、寛政一〇（一七九八）年、栃堀村名主植村角左衛門によって白紬単価の二倍におよぶ縞紬に改良され、嘉永（一八四八〜五三年）ころ三万匹、明治三〜四（一八七〇〜七二）年ころ二万匹、さらに同六〜七（一八七三〜七四）年ころ四万匹、同一五（一八八二）年五万匹の生産高をあげていた。阿波・大阪からの藍の移入は、年間一、〇〇〇俵に達していた。製品の取引は仲買四〇戸に独占されていたが、彼等は「何れも大商なるにあらず、自ら郷村を徘徊して買取り又郷村より自製の品を持ち来るときは時価に照して買入れ以て他国商人の来るを待つなり而して当所仲買より直に他方に輸りて売ることなき<sup>⑨</sup>」生産地仲買の域を出なかった。販路は関東・北陸を主とし、次いで関西・奥羽・北海道にも拡大されていた。

第5表 井波・城端における絹織物生産

年度	明治16年	明治17年	明治18年	明治19年
生産				
織婦数(人)	770	530	600	420
生産高(1,000反)	87	64	71	78
生産額(1,000円)	73	45	48	56

〔注〕戸数は明治18(1885)年290, 翌19(1886)年270,  
資料：明治17(1884)～19(1886)年富山県勸業年報

縮で知られた小千谷の授産所は、明治七(一八七四)年につくられた後一時閉鎖されたが、同一(一八七八)年に再開され、数寄屋織(絹織)の生産を開始した。同所では原糸購入の都度仕入金を集めており、高機二台を備え、三都を主要販路としていた。

礪波郡東部の城端・井波両町で織られていた越中の絹織物は、最盛期(明治一三～一四(一八八〇～八一年)には、三百数十戸の織屋、千数百人の織婦によって、一五・二万反の生産をあげていたが、明治一六～一九(一八八三～八六)年には著しい減産を示した(第5表)。とくに同一七(一八八四)年、絹布一〇〇反の地方相場二・八円に対して、京阪相場は二・五円に下落していた。このため、京阪・名古屋の国内市場を主要市場としていた越中の絹織物生産は、著しい打撃をうけて単価が低かったのである。もとよりこのような減産は、紙幣整理に基づく不況に起因していたが、一方、越中産絹織物が粗質であったことも見逃がせない。この点、同じく粗質ではあったが、関東・北陸を主要市場とする越後の高単価絹織物生産が増大したのとは対照的であった。加賀絹も、京阪へ出荷されたのちに染色される裏生地、いわゆる裏紅葉(うらもみ)であったために、単価が低かった。

福井における奉書紬生産は第6表の通りで、明治一六(一八八三)年および同一九(一八八六)年の単価は、他地域と比べて著しく高かった。同一五(一八八二)年は、他の商品の商況不振の中で「独り諸織物ニ至リテハ絹ト布トヲ扱ハス其地質ノ堅緻ナルカ為メカ声価漸ク高く各地方ハ輸搬ノ額歳々数十万円ニ下ラス殊ニ甲斐絹織ノ如キニ至リテハ現ニ本地各所ニ製出スル生糸

第6表 越前の奉書紬生産—1000反—

地域	年度		
	明治16年	明治17年	明治18年
足羽(福井)	* 24	30(300)	21(210)
大野		0.4(11)	0.3(11)
(内 大野)		0.1(10)	0.1(10)

〔注〕 \* 生産額69,000円,  
( ) 内は織工数

ト共ニ海外各邦ニ輸出スルモノアルニ至レリ<sup>①</sup>」という好況を呈していた。

明治一三(一八八〇)年旧福井藩六人に対する五、四一五円の授産資金をもって始められた蝙蝠傘地生産の織工会社は、翌年以降、ハンカチーフ生産を兼ね、「専ラ精実ヲ旨トシ織製方注意ヲ加ヘシヨリ蝙蝠傘地は山梨県産出ノ甲斐絹ニ照較セリ廉ナラスト雖モ多量ノ糊油等ヲ使用セサルヨリ永ク保存スルモ斑星ヲ生スル事ナク又絹質便軟相適シ旁世人ノ信用ヲ得ルニ至レリ既ニ大坂洋傘製造会社へ売込ミタル分ハ海外へモ輸出シ漸次販路モ拡張スルノ見込アリシカ夏季以降鼻拭地(筆者注ハンネチー)ノ注文夥多ナルヨリ該品製造ニ繁劇ナルト資力ノ乏シキニ由リ一時二両品製織ノ業ヲ盛ニスルノ手段ナク去レトモ士族中機織ノ業ニ従事スルモノノ伝習ヲ乞フモノ亦僅少ナラサルヲ以テ将来産額ヲ増加シ漸次社運ヲシテ益々拡張ナラシメン事ヲ期ス<sup>②</sup>」という好況で、大阪を経由して内外市場と結びついた製品の付加価値の高さを示唆している。

当時の工場生産としては、第7表のようなものがあげられ、織工会社は奉書紬生産会社と比較して職工数が少なく無動力であったが、資本金・収入金・生産額が大きかった。

越後では、戸数一、七〇〇の小千谷において、縮の織布戸数六〇〇、畳職<sup>③</sup>二四戸におよび、縮商四〇戸・仲買六〇戸を数えていた。北魚沼郡堀の内・南魚沼郡塩沢を主とする白縮布・白飛白のほかは、紺縞・紺飛白が多かった。

原料芋を米沢・会津に仰ぎ紡糸から織布まで約一カ月を要したといわれ、上層農家でも織機二台が限度であった。化政期(一七〇四〜一八二九)の年産約五〇万反に比べると、明治一五(一八八二)年ころは年産約二〇万反に減産していた。販路は東京・大阪・京都・名古屋の諸都市で、生産量の少ない白縮布だけが神戸經由で中国へ輸出(年二〇〇反)

第7表 福井県の絹織工場 (1885)

種類	工場名	所在地	動力	職工		資本金	経費金	収入金	製出高				
				男	女				明治16年	明治11年	明治18年		
奉書紬	奉書紬織工所 織物機織場	足羽郡福井 大野郡中野	フランス式 ハンドタン 車	3	15	1,500	640	2,200	650円	634円	円	400円	2,800円
				2	18	1,500	692*1	563*2	44	211	220	1,386	130
ハンカチーフ 及び傘地	織工会社	足羽郡福井	人力	0	9	4,000	310	4,390	(円) 1,320	4,698		1400 290	(円) 10,820

〔注〕 資料：明治17・8 (1884・5) 年福井県統計書、\*1 明治17年1378、\*2 同18年1486

されていた。塩沢およびその付近の製品は小千谷・六日町・十日町・塩沢、十日町およびその付近の製品は小千谷で、それぞれ売買されていた。しかし数寄屋織(絹織)の流行に引きかえ、織布が礼式用として使われなくなったために、需要が減退した。

一方、三島郡の与板(戸数一〇〇〇)では、越後および北海道向けの畳糸生産が多く、職工一〇〇人をもつ曠盛社では、年間純益一〇五円余をあげていた。麻糸は畳糸のほか、北海道南部および津軽地方向けの漁網用材料として重要であり、下刈羽郡の荒浜村では、南蒲原郡・三島郡産の麻皮を原料として、年産五、〇〇〇個(二五万円)におよぶ練袋建網・練差網・鱒袋網などがつくられていた。同郡宮川村およびその近村でも、南蒲原郡中条外数カ村産麻皮を原料として、年産三、五〇〇個(二二万円)におよぶ同種の網類がつくられていた。宮川村には、坪田佐平太・牧口吉重郎によって経営される製網商会有ったが、これは宝暦六(一七五六)年ころ、坪田の先祖が蝦夷から注文を受けて、数十個製造したのに始まるといわれる。生産形態としては、前述の荒浜村における士族牧内某の経営にみられる

第8表 砺波郡における麻織物生産

年度	明治16年	明治17年	明治18年	明治19年
生産				
織婦数(人)	15,142	11,192	11,000	32,000*
生産高(1000反)	133	118	153	136
生産額(1000円)	76	61	89	73

[注] \* 付記されている製造者28,000人は戸数と考えられるので、1戸当たり約1.1人となる。資料：明治17(1884)～19年(1886)年富山県勸業年報

第9表 礪波・射水両郡における苧粕生産

郡名	明治16年	明治17年	明治18年	明治19年
織婦数(人)	射水 28,000	11,000	8,000	6,000
	礪波 8,000	4,000	1,000	39,000
粕数	射水 2,200	8,400	650,000	892,246
	礪波 3,183	994	363,109	1,852,600

[注] 資料：明治17(1884)～19(1886)年富山県勸業年報

ように、原麻↓料糸↓製網の三工程が分業化され、最終の製網工程では「料糸を各戸に分配して製<sup>⑧</sup>」するという農家副業であった。越後縮よりも単価の低かった能登縮は大坂および尾張に販路をもつほか「一旦商人ノ手ニ附スレバ越後縮ノ名ヲ冠リ(中略)遂ニ産地ノ声誉ハ頭ハレサルニ至ル<sup>⑨</sup>」という代替的生産の傾向も強かった。明治一九(一八八六)年の勸業年報にも、「該製織ハ其起源甚タ遠ク年々其産アリシモ世人之ヲ知ルモノ寡シ姦商輩之ヲ越後ニ送り再調シテ越後縮トシ之ヲ四方ニ鬻キシ<sup>⑩</sup>」と記され、鹿島郡能登部付近、羽咋郡阿部屋・大念等を主産地とし、染めまたは飛白の帷子地が多かった。代替的生産としての粗製濫造の不面目を一新するため製布会社が結成され、能登縮の名は、明治一六(一八八三)年の第一回関西府県聯合共進会、同一八(一八八五)年の内国五品共進会への出品によって喧伝された。

越中における礪波郡福野・福光・戸出・杉木新各村を主とする麻織物は能登よりも低単価で生産されていたが、その農家副業産品としての意義は、東方の新川木綿生産<sup>⑪</sup>とともに大きかった(第8表)。しかし麻織物の販路は三都を主とし北陸諸国を従としており、越中における絹織・綿織いずれの場合よりも広がったこ

第10表 福井県の蚊帳生産

地 域	年度		年度	
	生 産		生 産	
	明治 17 年	明治 18 年	明治 17 年	明治 18 年
	生産高 (1,000張)	製造人 員 (人)	生産高 (1,000張)	製造人 員 (人)
足羽郡 (福井・東郷二ヶ) *1	15	7	*2 21	12
大野郡 (大野)	13	300	10	200
南条郡	8	27	6	23
今立郡 *3	22	40	17	47

〔注〕 \*1 明治17年蚊帳布生産12,000反, 製造人員35人, (うち, 東郷二ヶ7,000反, 製造人員5人)

\*2 うち, 東郷二ヶ7,000張, 製造人員5人

\*3 うち, 粟田部20,000張, 製造人員30人

資料: 明治17~18 (1884~85) 年福井県統計書

とが注目される。明治一九(一八八六)年の産額は、一三〇一四(一八八〇~八一)年ころの最盛期と比べて、約三割に減少していた。しかし同一六(一八八三)年における減産が著しくない理由として「当業者が熱心計画ノ結

果ニシテ即近今頻リニ飛白、藍色、織成ヲ改良シ<sup>⑩</sup>」た面があげられている。

麻織物と並ぶ主要な農家副業生産品として、射水・礪波両郡にわたる亭約がある。第9表のように、生産地域の中心は射水から礪波へと南下し、多数の織婦によって、広く生産されていた。問屋数は七〇(一八〇)戸におよび、近江を始め京都・奈良を主とする関西に販路をもち、明治一九(一八八六)年の生産高は、最盛期であった明治一四(一八八〇)年(一八八二)年の状態に回復した。

明治一四(一八八〇)年の福井県統計書によって繊維関係品目の動きをみると、移出額が移入額の約二〇倍であり、移出額の大半が蚊帳であった、盛大な蚊帳布生産をうかがうことができる。蚊帳布用の麻織物は低単価であった。明治一六(一八八三)年、大野郡の蚊帳布生産は約一六万帳、二・一万円余に達していたが、同一七(一八八四)年(一八八四~五)年の生産規模は足羽(福井・東郷二ヶ)において大きく、今立・南条がこれに次ぎ、大野ではきわめて小さかった(第10表)。

一般に、東日本に販路をもつ越後では、三織物の産地が近接し、高単価であった点が注目され、これに次いで石川県、とくに代替生産物であった加賀絹・能登縮、三越・佐渡・北海道向けの加賀の綿織物があげられる<sup>⑩</sup>。これに対して三都・名古屋・北陸に販路をもつ越中・越前の織物は、大阪経由で内外市場と結びついた越前の絹織物を除けば、一般に低単価であった。これらは、輸出による製糸ブームが越後・越前に表われたこととともに、西日本市場に対する東日本市場の相対的優位を示唆している。

注

- ① 農商務省工務局月報第八号（明治一五（一八八二）年）一七頁
- ② 同第二六号（明治一七（一八八四）年）三七頁
- ③ 拙稿（一八六九）「明治前期における綿織業に関する一考察」歴史地理学紀要一一、一七〇〜三頁
- ④ 同一七一・一七七頁
- ⑤ このほか「ハンカチーフ」地、羽二重、綾織も生産し、また小立野与力町に八、〇〇〇町歩を購入して養蚕業を開始し、明治一九（一八八六）年には種紙七枚を掃き立てた。
- ⑥ 前掲③ 一八一頁
- ⑦ 明治一九（一八八六）年石川県勸業年報五〇頁
- ⑧ 前掲②三三頁
- ⑨ 明治一五（一八八二）年福井県勸業年報
- ⑩ 前掲①によれば「織布ヲ水中ニ投シ揉出シテ日ニ晒シ鑷子ニテ細毛ヲ抜ク亦若干日ヲ費ヤス之ヲ量職ノ業トス」とある。
- ⑪ 米沢・会津からの原料等の輸送は、寛文（一六六四〜七二）ころからはじまったといわれる（石田竜次郎（一九六一）「能登上布―日本の村落工業に関する事例研究」一橋論叢四六・六、三二頁）。なお原料産地米沢・会津との結びつきは、「慶長

三(一五九八)年上杉景勝の移封に伴って宇は上杉公に隨きて会津へ行きたりと評された事情(渡辺一郎一九六〇)「越後縮」(日本産業史大系5、二六六頁)に起因する。

⑫ 前掲②三〇頁

⑬ 興業意見二一巻、明治前期経済財政史料集成、九頁

⑭ 同年報四九頁。なお製品の越後への輸送は化政期以来のことであった(前掲⑬三七頁)。

⑮ 前掲③一八〇～一頁

⑯ 明治一七(一八八四)年富山県勸業年報、七一頁

⑰ 織維輸出金額の上では筆頭を占める蚊帳(六八、八〇〇張、二〇、〇九〇、〇二五円)が麻宇(二〇〇、四〇〇個、二八、三四六円)、木綿(五二、二五〇反、七、八三八円)を切り離していた。

⑱ 付加価値が高かったと考えられる帯地生産は第三次農商務統計表(一八八六)によれば、北陸では越後男物一〇八本・二八九円、女物二一〇本・五六三円、加賀男物六七本・一八五円、女物五本・九九円だけであった。

### 三

新潟県庁は、明治八(一八七五)年、袖木綿の濫造を取り締まるため、組合を結成するように指導し、翌九(一八七六)年、組合の取り締まり品目の中に縮布をも含めるように達した。これに基づいて一二大区各小区の紺屋総代二人・機織総代一三人のほか、十日町の縮布仲買総代・縮布宿総代各二人の連署による縮布縮縮濫製取調組合条約書①が作成されたが、その内容は右のようなものであった。

(一) 国産縮布縮縮の濫製濫造を防止するために、織屋総代と紺屋職仲買との協議を行なう。

(二) 十二大区を妻有組と名づけ、そのうち一〜四小区を甲組、五〜七小区を乙組、八〜十一小区を丙組とし、各組に三ヶ所以内の検査場を設け、各組から選ばれた紺屋職二人が事務担当の世話係となる。

(三) 検査合格品に〃真製印〃を押し、不合格品に対しては、さらに同業三名以上立ち会いで吟味して〃濫製印〃を押す。また帳簿に検査番号・検査月日・織屋姓名および村名を記載し、製品に各組名・検査番号を記入する。

(四) 検査手数料は、一反につき縮布は一錢以内、縮縮は五厘以内とし、いずれも織屋と紺屋が折半して納入する。縮縮糸の場合は、数軒もの紺屋によって染められた糸を混ぜ織りすることが多く、また上染め糸を使っても織工技術いかんによって不良品となる恐れがあるので、織屋は、紺屋から染め糸を受取り次第、検査場で仮検査を受け、染色が不十分ならば、紺屋に染め直しを要求する。

(五) 各検査場は、検査手数料をもって独立採算により収支をまかなう関係上、甲・乙・丙各組の管轄区域を厳守する。

(六) 一反ごとに、模様染め縮布にはその端に紺屋の村名家名印を織り込み、縞縮布には布端一寸の部分に黄糸を織り込んで紺屋の村名姓名の印判を押す。その標糸は紺屋によって支給される。縮縮は、一機で数反織り続ける関係上、標糸を織り込まず、製造人の村名・姓名の印判を押す。ただし、紺屋から離れた織屋は一寸五分四方の紺屋捺印の紙を一反に対して一枚ずつ紺屋から受取り、この紙を製品の端に貼付して検査を受けてもよい。

(七) 織屋が、模様染めの縮布の場合に紺屋の村名家名を織り込まなかったり、検査を受けないで密売したり、または仲買が、手続未了の織物と知りながら仕入れた場合には、罰金一円を徴収される<sup>⑧</sup>。

(八) 紺屋は、検査の結果、〃濫製印〃を押された場合、違約金一反につき擬染縮布一円、同縮縮五〇銭を徴収される。徴収した違約金の半額は織屋へ支給され、残額は組合において積み立てる<sup>⑨</sup>。

(九) 縮布・縮縮とも立機(半製品)を取引する場合、当事者双方の熟談によって予価を決め、織り上がり次第、

買い入れ人が受取って、織屋に代わって検査を受けることができる。買い入れ人が、織屋から検査料を受取っておきながら検査を受けなかったり、みだりに売った場合、罰金一円を徴収される。

(二〇) 仲買が、管轄以外の組の検査を受けた場合、仲買およびその世話係は、一反につき五〇銭の罰金を徴収される。

(二一) 年二回の決算は、次のように行なわれる。小区各組では、織屋が生産数量を組内の戸長に通知し、戸長はこれを集計して、検査係に報告する。検査係は、各組戸長からの報告数量と検査帳記載の数量を照合し、諸費なども集計して出納帳を作成し、戸長に連絡する。

これに続いて、翌二二(一八七九)年第一一大区小一、四区の頸城郡浦田組二番組紺屋職総代、同織屋(七四名)総代から、ほぼ次のような内容の縮布約定承認願が提出された。

(一) 縮布をすべて正藍で念入りに染め、その規格を、長さ鯨尺二丈一、二丈九尺、幅同一尺一、九寸六分とし、糸総取引の際は三丈とする。

(二) 検査場の位置をも寄りの村々が適宜に協議して定め、第何号検査場とよぶが、検査人は、該地業者の協議によって撰定される。

(三) 縮布の端に白緯一寸を織り込み、検査に当たって染色村名・織屋名(織布村名とも)を墨書し、記帳証印紙と照合して番号をつけ、割印を押す。紺屋がこの証印紙を保管していて、染色の後、これに実印を押して、認めととも織屋へ渡す。織屋は、これにさらに捺印して、縮布に添えて検査を受ける。

(四) 検査人は、紺屋・織屋双方から一反につき五厘ずつ検査手数料を受取り、証印紙などの購入費にあてる。

(五) 検査人が、誤って不良品を合格品とした場合、同人は一反につき二円の罰金を徴収される。とくに私情による依この取引が発覚した場合、罰金を五円とする。

この条約書・承認願の骨子となっていたのは、独立採算的な組合組織を特色とする嚴重な検査制度であった。県庁がひな形まで作成して勸奨した濫製取締組合は、藩政時代における検査制度をより組織化したものであったといえよう。問屋支配によって商品流通が著しく規制されていた藩政時代においては、むしろ藩権力を背景とする統制の下に、流通機構が固定していた。しかし維新以降の營業の自由と、これに伴う市場構造の変貌は、やがて製品の濫造をまねき、再び以前よりも詳細な規制を設けざるを得なかった。しかも明治一〇年代ともなれば、右のような決算手続を伴う組合の組織化が行なわれたのは当然であろう。

一方、能登の織物生産には、安政年間以降、織工の激増がみられ、明治一〇(一八七九)年、七〇カ村の農家婦女子二、五〇〇人によって、年間生産約一二万反(二二万円<sup>④</sup>)、その利潤約六万円があげられていた<sup>⑤</sup>。従って濫造の弊害を防遏するために、製布会社が設立された。

製布会社は、明治一〇(一八七九)年の五カ年を結社期間として、創設された。本社を徳丸村に置き、とりあえず支店を高畠村に設け、事業の進歩に伴い支店を増設することとして発足したのである。授權株式三、〇〇〇株で、社員は布商・染物職・布洗職の三業者で構成された。社員は、一株(一業)につき一〇円ずつの義定金(会社の基金)を納入するが、一人で数業を兼ねる場合は、一業ごとに納入することになっていた。また社員の新規加入には、社中協議を必要とし、加入の際、義定金のほか創立費を納入することが定められた。このほか、次のことが社則に記されている。

(一) 株券を譲渡する場合、両当事者連印の書類を提出する。社中協議の上、これが許可されれば、株式の書き替えが行なわれる。

(二) 結社期間中、退社を希望する者があれば、社中協議の上、これを許可し、会社は、解社期（明治一四（一八八二）年）に義定金を返戻する。ただし、社員の後継に際して、相続人が幼少の場合は、会社は、義定金を直ちに返戻する。

(三) 社員の新規加入・株券譲渡・退社などの申請は、組総代を介して社長に対してなされる。

(四) 会社の製布購入資金が不足する場合、社中協議の上、会社が、社員所有の地所を抵当として資金を借り入れることもある。この場合、会社が損失を受ければ、義定金のみならず抵当品の公売によって得た現金で、社員に弁償する。

(五) 本店で印紙をつくり、染物職に一枚五厘で売る。染物職は、この印紙を織工に渡して製布の端に貼らせる。

なお、印紙の販売場所は本支店および検査係出張先で、代金は、一カ月ごとにまとめて翌月二日に納入する。ただし検印の規格は、一匹の長さ五丈八尺・幅九寸三分である。

(六) 会社は、毎月、印紙料・検印料を七尾為替会社へ預金して、利殖を図る。

(七) 社員は、苧紮の品質を慎重に審査して、妥当な価格で製布を購入する。

(八) 藍の品質と染色法を検討して製布を改良するが、原則として生染めを行ない、下染め・早染めなどを禁ずる。染色代は、社中評議によって、藍相場を勘案して定められる。

(九) 資本金の増加に伴って、本・支店の藍・苧麻・苧紮の購入量を増加させる一方、製布の品質向上を図る。ま

た三府および金沢などの各地に出店を設けて、販路を拡大する。

(一〇) 会社が購入した製品は、すべて本・支店において販売するのを原則とする。ただし、所有主が製品の検印を受けた後、自由に販売することもできる。

(一一) 社員が会社から資金を借用する場合組総代を経由して社長に申請する。社長が許可すれば、「入用ノ節ハ期限内ト雖モ返済⑦」の条件で、保証人（社員）二名以上連印の書類・組総代の奥書を本店へ提出する。返金を滞納した場合、保証人が債務者となる。資金の貸付は毎年五月、返納は翌年四月に行ない、利息を一カ月一円につき一銭二厘とする。

(一二) 社員が水火風震の災害によって困窮する場合、会社は社中協議の上、五〇円（利息は(二)と同じ）を年賦または一時返納の条件で貸与する。貸与金に窮すれば、社長が(二)における借用人から、期限内であっても取り立てることもある。

(一三) 役員の年給は、社長二〇〇円、副社長一五〇円、組総代（八名）二〇〇円、検査係（一〇名）六〇円、小仕（二名、社長の裁量で雇傭）三〇円で、このうち格別勉勵者に賞金が与えられる。役員は、社中の投票で決められる。

(一四) 役員出張の際の日当は、三里以上二〇銭、一〇里以上五〇銭で、三里未満は無給であるが、滞在の場合だけ二〇銭である。

(一五) 正・副社長は、毎月、金銭出納表・製布産出表などを精査し、検印を押す。また検査係二名・小仕一名は、社長の裁量によって本・支店の事務を分担する。

(一六) 検査係一名ずつの検印出張先は、小竹・二宮・飯川・良川・上村・能登部の六カ所である。

(一七) 本・支店の借地料は、各二四円・一八円、諸費(筆・墨・用紙・薪炭油など)は同じく一三円・二四円である。定期総会は、毎年、五月二五日、十一月一五日の二回である。

(一八) 毎年五月の決算の結果、純益金があれば持株数に応じて配当し、欠損が出れば弁償する(無限責任)。

(一九) 本・支店とも、原則として営業時間は午前八時～午後四時で、祝祭日は休業である。

(二〇) 博覧会出品に当たっては、各組総代が協議して出品数を決め、会社が現物を買い上げて出品する。

規格上の濫製については、「旧藩中亭泊ノ丈尺糸員不足ノモノヲ濫製スルモ之ヲトガムルモノ無キカ如シ是レ偏ニ亭泊商ノ不注意ヨリ生スル弊害ニシテ為メニ織工ノ手数ヲ饒スノミナラス紡績者ニ於テモ織ラス知ラス価格ノ低落ヲ招キ自ラ損失ヲ蒙ルモノ不少<sup>⑨</sup>」という藩政時代からの弊習に対して、「丈四尺糸員八百筋未満ノモノハ社中ニ於テ漸次注意ヲ加ヘ取扱ハサルモノトス<sup>⑩</sup>」との措置がとられた。なお社則の変更には、臨時会議(社員が議員となり、議長を公選)における社長の提案とその裁決、さらに県庁への上申が必要であった。

越後の縮布縮濫製取調組合と能登製布会社は、ともに粗製濫造を取り締まるために相前後して成立したが、両者の性格には次のような著しい相違がみられる。すなわち前者における検査場は、独立採算であるとはいえ、先染めの品位を保とうとする検査機関であったのに対して、後者においては、大量の後(布)染め製品の生産による営業が第一義的であり、越後縮の代替的生産物としての能登縮の性格が表われている。

#### 注

① 前年の一二大区出産縮布縮製造組合条約を改正したものを

- ② 世話係が台帳を作成して罰金について金額・月日・地名・人名を一件ごとに記載し、納入された検査料とともに、年八分の利息をつけていた。なお、不法に仕入れた場合、仕入れ先、仕入れ人双方で罰金を折半して負担することになっていた。
- ③ 擬染縮布の検査料は不要であるが、世話係へ通知する義務を負っていた。
- ④ このほか羽咋郡の山村で織られた阿武屋縮は一・六万反(一・二二万円)生産されていた。
- ⑤ 製布会社規則(一八七七)第二章第一条には「製布は本郡(鹿島郡〔筆者注〕)製産ノ第一ニ位シ産額年一年ヨリ増加ス」と記されている。
- ⑥ 社員は四組(何番組と呼ぶ)に分けられ、各組の総代二名は、伝達係の役割りを果たしていた。
- ⑦ 前掲⑤第三章第一条
- ⑧ 任期一年で重任を妨げない。事故による欠員発生の場合、補欠選挙による。
- ⑨ 前掲⑤第二章第一〇条

### あとがき

以上のように、明治前期の北陸には、東日本を主とする在来織物需要を背景とした高単価織物生産が、越後およびその代替生産地域であった加賀・能登においてみられた。これに対して、西日本から全国にまたがる販路をもつ越前・越中では、相対的に大量低単価の織物生産が多く行なわれていた。また、越後とその代替生産地域における製品改良システムには組合による検査機関と、株式会社による営業機関との本質的な差異がみられたのである。かかる地域差は、これ以降の産業革命の諸相を説明する場合、地域的基盤として重要である。